排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

# ASTE TODA

2017.7.4

発行者:株式会社リーテム



## ✔ 今月のテーマ

「バーゼル法と、雑品スクラップにかかる廃棄物処理法改正について」

### ₩ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)の法改正について

公布日: 平成29年6月16日

施行日:公布日から起算して一年六カ月を超えない日

#### ■法改正概要

#### ◇輸出・・

- ① <u>規制対象物(廃棄物処理法的に"有価物"も含む)を</u> 法的に明確化
- 輸出承認を要件化

#### ◇輸入・・

- ① 規制対象物(廃電子基板等)の範囲を見直し
- ② 輸入承認を不要(リサイクルする廃電子基板等につ いて)
- ※ 輸出入の規制対象物・・その範囲、品目などは施行日 の1~2ヶ月前に政令で交付されると思われる。

#### ◇その他

- 輸出先の環境汚染防止措置について環境大臣が確 認する事項を明確化
- 特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度の創設・ 輸入手続緩和、輸入承認を不要



## 廃棄物処理法の法改正のうち、雑品スクラップの保管にかかる法改正について

公布日:平成29年6月16日

施行日:公布日から起算して一年を超えない日(来年4月と予想)

#### ◇雑品スクラップ業者の都道府県知事への届出

・雑品スクラップ等の有害使用済機器を取り扱う事業者 (有害使用済機器保管等業者)は知事への届出が必要 (ただし、経過措置として、施行日から起算して六カ月間 は届出なくとも保管等が可能)

#### ◇処理基準の遵守等の義務付け

有害使用済機器保管等業者は、政令で定める保管及 び処分に関する基準に従わなければならない

#### ◇雑品スクラップの定義

・使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、 その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、 適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又 は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして 政令で定めるもの

※政令は、おそらく来年2月頃に交付されるものと思われ るので、その内容を確認すること必要





株式会社リーテム TEL.03-3251-7041 Mail. info@re-tem.com